

令和元年度 釜石高等学校教職員 働き方改革アクションプラン

～ いいあんべにけえぺしっ ～

釜石高等学校では、「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づき、以下の取組により、「学校における働き方改革」を推進します。

1 現状

- ・ 勤務時間外労働時間が月80時間以上の教職員が30.1%いる。(2018第1四半期)
- ・ 月100時間以上の教職員が13.7%いる。(2018 同)
- ・ 急速に変化する社会状況を背景に教職員の業務量が年々増加傾向にある。
- ・ 勤務時間に対する意識が希薄で勤務時間を意識した働き方ができていない。
- ・ 業務多忙で教材研究の時間や生徒と向き合う時間が十分確保できていない。

2 目指す姿

- ・ 勤務時間外労働時間が80時間を超える職員がいない。
- ・ 健康でいきいきと業務を行い、仕事にやりがいを感じていると職員が実感できている。
- ・ 職員一人一人が「働き方改革」を意識し、業務改善や労働時間の短縮に努めている。
- ・ 教職員が教材研究の時間や生徒と向き合う時間が確保できている。

3 取組内容

(1) 教職員の負担軽減

- ・ 業務負担の軽減に向け、業務のスクラップ・アンド・ビルドに取り組みます。
- ・ 全日制:19時、定時制19時退勤の徹底を図ります。
- ・ 考査期間や長期休業中に「定時にカエル日」を設け、教職員の休養を図ります。
- ・ 週1日以上での部活動休養日を徹底しながら、年間平均で週2日以上での休養日の設定に努めます。
- ・ IT機器の積極的な活用を図り、業務の効率化を推進します。
- ・ 管理職は、教職員が教材研究の時間や生徒と向き合う時間が確保できてよう業務の精選に取り組みます。

(2) 教職員の健康確保等

- ・ タイムカード等の活用により教職員自身が勤務時間外労働の状況を把握し、勤務時間に対する意識化を図るとともに、勤務時間を意識した働き方に取り組みます。
- ・ 盆、年末年始の学校閉庁を継続します。
- ・ 管理職が、勤務時間外労働を適切に把握し、長時間労働に係る保健指導対象に産業医による保健指導を奨励します。
- ・ 管理職が職員との面談等を通じて、健康状態等の把握に努めるとともに、専門医によるメンタルヘルス相談等の情報提供に積極的に取り組みます。
- ・ 教職員が同僚に相談しやすい職場となるように環境整備を推進します。

4 目標

- ・ 勤務時間外労働時間80時間以上の職員の割合を以下のとおり削減

		80H	100H	達成状況
2018年度第4四半期	→ 20%以下(うち100時間以上は半減)	14%	6.5%	○/○
2019年度通年	→ 10%以下(うち100時間以上はゼロ)			
2020年度通年	→ 5%以下(うち100時間以上はゼロ)			
2021年度以降	→ ゼロへ			
- ・ 「定時にカエル日」に定時退勤した教職員の割合 → 90%以上
- ・ 健康でいきいきと働き、仕事にやりがいを感じている職員の割合 → +10%/年
- ・ 教材研究や生徒と向き合う時間が確保できている職員の割合 → +10%/年

岩手県教職員働き方改革プラン (H30.6.19策定 県教委)

【策定趣旨】

教職員の負担軽減が一刻の猶予も許されない喫緊の課題であるとの認識の下、強い決意で対策に取り組み、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって子どもたち一人一人に向き合うことができる時間を確保。

【取組の方向性】

「教職員の負担軽減」、「教職員の健康確保等」の2本の柱により、取組を推進 (H30は新規予算事業を含む22の具体的取組を推進)

【プランの期間】

平成30年度(2018年度)～2020年度までの3カ年度(緊急的かつ重点的に対策を講じるもの。)

【プランの目標】

- (1) 業務への充実感や安心感の向上
- (2) 県立学校における長時間勤務者の割合の削減

時間外勤務	取組期間	
	H30(2018)年度	2019・2020年度
80時間以上(月)	(対前年度) 3割減	(対前年度) 3割減
うち100時間以上(月)	(対前年度) 半減	ゼロ

「<2021年度以降できるだけ速やかに>
長時間勤務
ゼロ」